



空き家関係制度一覧

南越前町では、空き家の有効活用や定住促進を図るとともに、地域の活性化と良好な住環境を確保するため、さまざまな制度があります。空き家に関する制度をまとめましたので、ぜひ、ご活用ください。

種類	補助対象事業等	補助対象者	補助限度額	補助率	担当課	備考
購入	【空き家住まい支援事業補助金】 空き家購入に対する補助 (土地代は含みません)	移住者・子育て世帯・ 新婚世帯・進出企業 従業員、多世帯同居 近居者	60万円 (空き家バンク登録物件) 40万円 (未登録物件) ※安心R住宅、多世帯同居近居仕 様の場合は最大90万円の加算あり	1/3	建設 整備課	
改修	【空き家住まい支援事業補助金】 空き家リフォームに対する補助 (購入・賃貸可)	移住者・子育て世帯・ 新婚世帯・進出企業 従業員、多世帯同居 近居者・賃貸する所 有者	60万円 (空き家バンク登録物件) 40万円 (未登録物件) ※多世帯同居近居仕様の場合は最 大90万円の加算あり	1/3	建設 整備課	
	【熱意ある創業者支援事業補助金】 熱意をもって新たに起業又は二次創業に挑戦する 者に対し、店舗の内装工事、外装工事等改修の費 用補助、又は店舗運営に必要な備品の購入への費 用補助	町内に事業所等を設 置し、又は設置しよう としている者で、起業 又は二次創業が1年 未満の方	150万円 (女性又は40歳未満) 100万円 (上記以外)	2/3	観光まち づくり課	
	【伝統的建造物群保存地区補助金】 伝統的建造物群保存地区内(今庄宿)における環境 の保存に要する経費に対する補助(当該物件の屋根、外 壁、軒まわり、外部に面する建具等の修理に要する工事費、設計 費、監理費)	建物所有者	800万円 (伝統的建造物・主屋) 400万円 (伝統的建造物以外・主屋)	8/10 6/10	教育 委員会	補助限度額 は、建物種類 によって異なり ます
	【福井の伝統的民家普及促進事業補助金】 伝統的民家群保存活用推進地区における伝統的民 家の新築、改修、又は地域づくり活動に対する経費 に対する費用補助	自ら居住する目的で 改修する方	300万円 (伝統的民家の改修工事) 600万円 (地域づくり活動のための改修)	1/2 4/5	教育 委員会	
家財処分	【空き家家財処分支援事業補助金】 空き家情報バンクに登録されている空き家内の家財 の運搬・処分に必要な経費を補助(仏壇、仏具、家具 等)	空き家所有者等	5万円	1/2	建設 整備課	
適正管理	【空き家適正管理促進事業補助金】 空き家の適正管理を行うために要する経費に補助 (空き家の外観調査、内部換気、草刈り等 ※登録業 者による管理)	空き家所有者等	3万6千円	1/3	建設 整備課	
耐震診断	【木造住宅耐震診断等促進事業】 昭和56年6月以前に着工された一戸建て住宅の診 断士の派遣に要する費用補助 (耐震診断、補強プラン等)	自ら居住する住宅所 有者	9万2千円	9/10	建設 整備課	
耐震改修	【木造住宅耐震改修促進事業補助金】 耐震診断を行い、診断評価が1.0未満の木造住宅の 耐震改修に要する費用補助	自ら居住する住宅所 有者	120万円 (全体改修) 30万円 (部分改修)	8/10	建設 整備課	
解体	【空き家等解体及び撤去事業補助金】 管理不全な状態の空き家等(特定空き家)の解体及 び撤去に対する補助	空き家所有者等	50万円 100万円 (一定の条件により)	1/3 2/3	総務課 防災 安全室	
活用に向けて	【空き家・空き地情報バンク】 町内にある売買及び賃貸可能な空き家物件、空き地を所有者の申請を得て登録し、インターネットを通じて、売り 手(貸し手)と買い手(借り手)をつなぎます。				建設 整備課	